

令和2年3月9日

## 家庭学習教材等の紹介

伊勢原市立石田小学校

臨時休業期間中の児童生徒の学習の支援方策の一つとして、公的機関等が、児童生徒及び保護者等が自宅等で活用できる教材や動画等を作成し、各サイトに掲載していますので、ご紹介します。

各担任から提供している教材（課題）とともに、保護者の判断のもと必要に応じてご活用ください。

なお、インターネットを介しての活用となります。利用の際は、お子様が安全で安心して学習できるよう。次のことにご留意ください。

### ◆活用する上での留意点

◎使用する際は、保護者の管理のもとで学習に取り組ませる。

\*インターネットを介したトラブルを防ぐため。

◎使用する際のルールを親子で決め、しっかり守らせる。

\*ルールを話し合う上での詳細については、P2の資料をご覧ください。

※「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」で、子どもにインターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。

### ◆公的機関等が提供している学習教材サイト

- \* 「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（通称「子供の学び応援サイト）」  
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)) 文部科学省サイト
- \* 「未来の教室」  
([https://www.learning-innovation.go.jp/covid\\_19/?t=5](https://www.learning-innovation.go.jp/covid_19/?t=5)) 経済産業省サイト
- \* 「神奈川県 課題解決教材」  
(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/cnt/f417579/p472981.html>) 神奈川県教育委員会サイト
- \* 「いせはら まなびこども広場」  
(<http://www.isehara.ed.jp/komahiro/>) 伊勢原市教育センターサイト  
※上記サイトを含め、学習に役立ついろいろなサイトにつながるよう更新しています。
- \* 「NHK for school」  
(<https://www.nhk.or.jp/school/>) NHKサイト

## 【資料】

### 1 インターネットを使うときの決まりを作ろう！

子供達が家庭でインターネットを利用する際に、犯罪やトラブルに巻き込まれないようにするために、インターネットを使う上での決まりごとを作っておきましょう。

決まりごとは、子供達が守るべきことだけでなく、保護者が子供達に約束するべきことがあります。下記の例を参考に検討してください。

#### (1) 子供に約束してもらうことの例

- \* コンピュータやインターネットの利用時間を決めておく。
- \* 保護者等信頼できる大人がいないときは、インターネットを使わない。
- \* インターネットで知り合った人に、個人情報(住所、氏名、電話番号、家族の名前等)を教えない。また、人物を特定できる写真等も送らない。
- \* メール等のID/パスワードは、他人には教えない。
- \* インターネットで知り合った人から誘われた場合、一人では絶対行かないで、保護者等信頼できる大人に相談する。
- \* 知らない人からのメールや、意味のわからないメールは、ぜったいに開けないで、保護者等信頼できる大人に相談する。
- \* 興味本位だけでホームページをどんどん見ない。何が書いてあるかわからないような場合には、必ず保護者等信頼できる大人に相談する。
- \* メールやチャット、掲示板で発言をするときには、嘘やいいかげんなことを書かない。また、自分がされて嫌なことは、他人にも絶対にしない。
- \* 何かわからないこと、不安に思うことがあった場合には、保護者等信頼できる大人に相談をする。
- \* これらの約束は、自宅や学校に限らず、図書館や友人宅等でも必ず守る。

#### (2) 保護者が子供と約束するべきことの例

- \* 保護者の方々も、コンピュータやインターネットについて、子供といっしょに勉強してください。
- \* コンピュータやインターネットの便利さや使い方だけを教えるのではなく、その危険性やインターネットを利用する際のルールやマナー(ネチケット)も教えてください。
- \* 子供がインターネットを利用する際には、危険な目に遭わないように、側で見せてあげてください。何かわからないこと等があったときには、すぐに手助けをしてあげてください。

### 2 保護者へのお願い

- \* コンピュータやインターネット、携帯電話等は難しいと避けるのではなく、子供達がどのような使い方をしているかについて関心を持ってください。また、その危険性についても関心を持ってください。
- \* 子供達にパソコンや携帯電話を使わせる際には、その利便性だけでなく危険性もあることを十分説明してください。
- \* 子供達がどのような情報を閲覧しているか関心を持ってください。
- \* 子供達が、インターネットや携帯電話を通じて誰とどのような話をしているのか、関心を持ってください。

※参考「インターネットを使うときのやくそく」

神奈川県警察本部 生活安全部サイバー犯罪捜査課